

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月 8日

【会社名】 セミコンダクター・マニュファクチュアリング・インターナショナル・コーポレーション
(Semiconductor Manufacturing International Corporation)

【代表者の役職氏名】 共同最高経営責任者 ハイジュン・ザオ
(Haijun Zhao, Co-Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリ
ケットスクエア
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman
Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 9 番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

セミコンダクター・マニュファクチュアリング・インターナショナル・コーポレーションが発行者である有価証券を本邦以外の地域において発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号及び第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

- (注) 1. 別段の記載がある、または文脈上別段の必要がある場合を除き、本書に記載の「当社」はセミコンダクター・マニュファクチュアリング・インターナショナル・コーポレーションを指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、「米ドル」は米国の法定通貨を指す。本書において記載されている米ドルから日本円への換算は、1米ドル=111.27円(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2018年7月24日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。
3. 別段の記載がある場合を除き、「香港ドル」は香港の法定通貨を指す。本書において記載されている香港ドルから日本円への換算は、1香港ドル=14.18円(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2018年7月24日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。

2【報告内容】

A. 当初永久劣後転換社債

(1) 有価証券の種類及び銘柄

65,000,000米ドル永久劣後転換社債(以下、本2-A項において「本社債」といい、本書の他の部分において「当初社債」という。)

(2) 発行価格

各本社債の額面金額の100.00%

本社債は、記名式にて額面金額250,000米ドルで発行される。社債券が本社債の登録上の所有権を有する各本社債の債権者に対して発行される。

(3) 発行価額の総額

65,000,000米ドル(約7,232,550,000円)

(4) 券面額の総額

65,000,000米ドル(約7,232,550,000円)

(5) 利率

年2.00%

(6) 償還期限

該当事項なし

(7) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

株式の種類

1株当たり0.004米ドルの当社記名式額面普通株式(以下「当社株式」という。)

株式の内容

当社株式の株主は、当社の通常定款に従い、(1) 配当請求権、(2) 残余財産分配請求権、(3) 当社の株主総会に出席する権利および株主名簿において当該株主の名で登録された各当社株式につき1票の議決権を有する。

当社株式は、すべての点において他の当社株式と同等として取り扱われるものとする。

株式の数

39,688,654株

(注) かかる数は、すべての本社債が下記(9)に記載される転換価格(1株当たり12.78香港ドル)にて転換されると仮定して算出された数である。

(8) 新株予約権の総数

260個

(9) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株当たり12.78香港ドル(約181.22円)

(注) かかる金額は、本社債の要項に基づき、とりわけ、当社株式の併合、分割もしくは再分類、利益もしくは準備金の資本化、分配（正貨による資産の分配および配当金もしくは現金の分配を意味する。）、当社株式のライツ・イシュー、もしくは当社株式、ライツ・イシューもしくはその他の有価証券（当社株式もしくはオプションを除く。）にかかるオプション、現行市場価格の90%を下回る有価証券の発行、転換する権利の変更および当社の株主へのその他の募集により調整される可能性がある。

(10) 新株予約権の行使期間

本社債は、本社債の要項に記載される場合を除き、本社債の債権者によって、2018年1月23日（同日を含む。）から、当該社債の償還のため定められた日の7日前の日（同日を含む。）の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻までの間に（適用ある財務上その他の法令に従うことを条件として）、本株式へ転換可能である。本社債の要項に従い本社債の債権者により償還を要求する旨の通知が行われた場合は、転換期間は、かかる通知が行われた日の前日の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻に終了する。

(11) 新株予約権の行使の条件

本社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、1以上の本社債に関してのみ行使可能である。同じ者に保有される複数の本社債が、同じ者によって1回で転換される場合には、かかる転換によって発行される本株式の数は、転換される本社債の額面金額の総額に基づき算出される。

(12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

当社株式1株当たり0.004米ドル（約0.4円）

(13) 新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本新株予約権の行使時に当該本新株予約権にかかる本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする。

(14) 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし

(15) 発行方法

下記（16）に記載の引受人による本社債の総額引受による募集

(16) 引受人の氏名又は名称

J.P.モルガン・セキュリティーズPLC
ドイツ・バンクAG香港支店
パークレイズ・バンクPLC

(17) 募集を行う地域

中華人民共和国

(18) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

約65百万米ドル（約7,232,550,000円）

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当社は、本社債の発行による正味手取金（手数料および費用控除後）を、生産能力の拡大にかかる当社の資本的支出および一般事業目的に利用する予定である。

(19) 新規発行年月日

2017年12月14日

(20) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

シンガポール証券取引所

(21) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容

該当事項なし

B. 追加永久劣後転換社債

(1) 有価証券の種類及び銘柄

200,000,000米ドル永久劣後転換社債（以下、本2 - B項において「本社債」、または「追加社債」という。）

(注) 本社債は、2017年12月14日に発行された65,000,000米ドル2%永久劣後転換社債（「当初社債」）と総合され、単一のシリーズを構成する。本社債の要項は、発行日を除き、すべての点において当初社債の要項と同一である。

(2) 発行価格

各本社債の額面金額の100.00%

本社債は、記名式にて額面金額250,000米ドルで発行される。社債券が本社債の登録上の所有権を有する各本社債の債権者に対して発行される。

(3) 発行価額の総額

200,000,000米ドル（約22,254,000,000円）

(4) 券面額の総額

200,000,000米ドル（約22,254,000,000円）

(5) 利率

年2.00%

(6) 償還期限

該当事項なし

(7) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

株式の種類

1株当たり0.004米ドルの当社記名式額面普通株式（以下「当社株式」という。）

株式の内容

当社株式の株主は、当社の通常定款に従い、(1) 配当請求権、(2) 残余財産分配請求権、(3) 当社の株主総会に出席する権利および株主名簿において当該株主の名で登録された各当社株式につき1票の議決権を有する。

当社株式は、すべての点において他の当社株式と同等として取り扱われるものとする。

株式の数

122,118,935株

(注) かかる数は、すべての本社債が下記(9)に記載される転換価格（1株当たり12.78香港ドル）にて転換されると仮定して算出された数である。

(8) 新株予約権の総数

800個

(9) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株当たり12.78香港ドル（約181.22円）

(注) かかる金額は、本社債の要項に基づき、とりわけ、当社株式の併合、分割もしくは再分類、利益もしくは準備金の資本化、分配（正貨による資産の分配および配当金もしくは現金の分配を意味する。）、当社株式のライツ・イシュー、もしくは当社株式、ライツ・イシューもしくはその他の有価証券（当社株式もしくはオプションを除く。）にかかるオプション、現行市場価格の90%を下回る有価証券の発行、転換する権利の変更および当社の株主へのその他の募集により調整される可能性がある。

(10) 新株予約権の行使期間

本社債は、本社債の要項に記載される場合を除き、本社債の債権者によって、2018年1月23日（同日を含む。）から、当該社債の償還のため定められた日の7日前の日（同日を含む。）の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻までの間に（適用ある財務上その他の法令に従うことを条件として）、本株式へ転換可能である。本社債の要項に従い本社債の債権者により償還を要求する旨の通知が行われた場合は、転換期間は、かかる通知が行われた日の前日の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻に終了する。

(11) 新株予約権の行使の条件

本社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、1以上の本社債に関してのみ行使可能である。同じ者に保有される複数の本社債が、同じ者によって1回で転換される場合には、かかる転換によって発行される本株式の数は、転換される本社債の額面金額の総額に基づき算出される。

- (12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
当社株式1株当たり0.004米ドル（約0.4円）
- (13) 新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本新株予約権の行使時に当該本新株予約権にかかる本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする。
- (14) 新株予約権の譲渡に関する事項
該当事項なし
- (15) 発行方法
下記(25)に記載のダタン香港による本社債の総額の引受け
- (16) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金の総額
約199.9百万米ドル（約22,242,873,000円）

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
当社は、本社債の発行による正味手取金（手数料および費用控除後）を、生産能力の拡大にかかる当社の資本的支出および一般事業目的に利用する予定である。
- (17) 新規発行年月日
2018年6月29日
- (18) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
シンガポール証券取引所
- (19) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項
該当事項なし
- (20) 募集を行う地域に準ずる事項
中華人民共和国
- (21) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容
該当事項なし
- (22) 当該有価証券を取得した者（以下「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容
下記(25) (a)参照のこと。
- (23) 出資関係、取引関係その他のこれらに準ずる取得者と提出会社との関係
下記(25) (b)参照のこと。
- (24) 保有期間その他の当該有価証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
該当事項なし
- (25) 第三者割当の場合の特記事項
割当先の状況
(a) 割当先の概要

名称	ダタン・ホールディングス（香港）インベストメント・カンパニー・リミテッド（以下「ダタン香港」という。）
本店の所在地	香港15クイーンズ・ロード・セントラル、ザ・ランドマーク、エディンバラ・タワー、18階

国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
代表者の役職及び氏名	単独取締役 グオ・グアンリー
資本金	1,000香港ドル
事業の内容	投資持株会社
主たる出資者及びその出資比率	ダタン香港は、ダタン・テレコム・テクノロジー・アンド・インダストリー・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（以下「ダタン・ホールディングス」という。）の完全所有子会社である。

(b) 提出者と割当先との関係

ダタン・ホールディングスは、（その完全所有子会社であるダタン香港を通じて）当社の大株主であり、したがって当社の関連当事者である。ダタン香港に発行される追加社債は、当社の関係者取引を構成する。

(c) 割当先の選定理由

当社およびダタン・ホールディングスとの間に2008年11月6日付で締結された株式売買契約ならびに当社、ダタン・ホールディングスおよびダタン香港の間に2014年8月22日付で締結された補足契約にしたがってダタン香港を選定した。

(d) 割り当てようとする株式の数

122,118,935株

(注)かかる数は、すべての本社債が上記(9)に記載される行使価格（1株当たり12.78香港ドル）にて転換されると仮定して算出された数である。

(e) 株券等の保有方針

該当事項なし

(f) 払込みに要する資金等の状況

当社は、ダタン香港から2018年6月29日に本社債の払込金額の全額を受領した。

(g) 割当先の実態

当社が知る限り、ダタン香港は、反社会的勢力に該当しないまたは所属していない。

株券等の譲渡制限

本社債および当社株式の譲渡に関する制限はない。

発行条件に関する事項

当社取締役会および当社の独立取締役会委員会は、本社債の要項は公正かつ妥当であり、転換社債型新株予約権付社債券引受契約の締結は、当社の通常の業務の過程において正常な取引条件に基づくものであり、当社および当社株主全体の利益になると考えている。ダタン香港に対する本社債の発行および本新株予約権の行使により発行される当社株式は、2018年6月22日に開催された当社の臨時株主総会にて、当社株主（ダタン香港およびその関連会社を除く。）に承認された。

当社の独立取締役会委員会および当社株主（ダタン香港およびその関連会社を除く。）は、転換社債型新株予約権付社債券引受契約の条件およびかかる契約に企図される取引が、正常な取引条件に基づいており、公正かつ妥当であり、当社および当社株主全体の利益になるとする、独立フィナンシャル・アドバイザーであるメシス・キャピタル・リミテッドの助言に依拠した。

大規模な第三者割当に関する事項

該当事項なし

第三者割当後の大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合 ⁽¹⁾	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 ⁽¹⁾

ダタン・テレコム・テクノロジー・アンド・インダストリー・ホールディングス・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国 北京市 100191 学院路40号	797,996,122 ⁽²⁾	16.18%	859,522,595	17.02%
チャイナ・インテグレートド・サーキット・インダストリー・インベストメント・ファンド・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国 北京経済技術 開発区景園北 街2号52区7 階718号室	740,000,000 ⁽³⁾	15.01%	797,054,901	15.78%
計	-	1,537,996,122	31.19%	1,656,577,496	32.80%

(注)

- 2018年4月20日現在の発行済当社株式4,931,288,320株を基準とする。
- かかる当社株式は、すべてダタン・ホールディングスの完全所有子会社であるダタン香港により保有されている。
- かかる当社株式は、すべてシュンシン（上海）インベストメント・カンパニー・リミテッド（チャイナ・インテグレートド・サーキット・インダストリー・インベストメント・ファンド・カンパニー・リミテッドに完全所有されている）の完全所有子会社であるシンシン（香港）キャピタル・カンパニー・リミテッドにより保有されている。

大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし

株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし

その他参考になる事項

該当事項なし

C. その他

(1) 2018年7月18日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額：19,975,814.25米ドル（約2,222,708,852円）

発行済株式総数：4,993,953,563株

以上